



令和3年8月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和3年8月25日(水) 午後13時30分開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 3番 高澤 富士子 委員

議席番号 4番 小野沢 純夫 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
欠席	5	栗林 俊男	
出席	6	増山 正一	
欠席	7	小林 喜代春	
欠席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
欠席	10	中原 義行	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	石田 慶子	
欠席	14	足立 久子	
出席	15	小林 嘉之	
欠席	16	酒井 智恵子	
出席	17	齊藤 正人	
欠席	18	廣瀬 公一	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



<p>事務局長</p>	<p>改選後の第1回目の総会となります。コロナ警戒レベル5ということもありまして、本来でしたら農地利用最適化推進委員さんも出席していただいて全員で行うところなのですが、昨年の5月も同じような形で開催させていただいており、議決権のある農業委員さんだけで今回開催することを急遽ご連絡を差し上げた次第でございます。</p> <p>それでは8月の総会を始めます。松永会長挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>お忙しいところご苦勞様でございます。改選になりまして、実質初めての農業委員会総会ということでございますがよろしくお願ひします。今年8月お盆に大変な大雨が降りまして被害を受けられた方がおられます。被害の概況につきましては、松川係長の方からお話があるということでございます。被害にあわれた方にはお見舞い申し上げます。</p> <p>その後、なかなか天候が回復せず今後の状況が心配ではありますが、いずれにしても異常気象が異常ではなくて、平常の気象となる中で、毎日天気とにらめっこしながら農作業の段取りをしていただくことになると思いますが、またそれぞれの対応をよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、事務局からお話がありましたように、コロナの急拡大ということで県も非常事態宣言を出したという中で、行政の方も対応するようにお達しがあったということです。そんなことで、昨年の5月もこういう形で農業委員だけで総会を行いました。</p> <p>その後、徐々に収まって全員で総会をやってきたという経過でございますが、今回いつまでこういった状況が続くのかわかりませんが、状況が緩和されたら推進委員さんに入っていただくというように進みたいと思ひます。それと、農地パトロールをそれぞれ行っていただいております。熊の出没もぼちぼちありますので、気を付けながら朝早くとか夜遅くならないように、また昼間暑いときもありますので熱中症にも気を付けながらパトロールを正確にやっていただくようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>出席者ですが農業委員は全員出席です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。</p>



<p>事務局</p>	<p>それでは、議席番号3番 高澤委員さん、4番 小野沢委員さんをお願いいたします。 これより、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、1議案3件です。 議案第1号について、受付番号26番～28番は所有権の移転に関する件になります。</p> <p style="text-align: center;">【 所有権移転 受付番号26番～28番 議案書をもとに朗読と説明 】</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 26番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>現況を確認した中では、昨年は水田で作付けされていたが、今年度は未作付け。現況は草刈りがしっかりされています。</p>
<p>議長</p>	<p>27番補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>現状は家庭菜園になっており耕作されています。譲受人の〇〇さんが入院中のため、奥様が一人でやっています。</p>
<p>議長</p>	<p>28番補足説明をお願いします。</p>
<p>6番</p>	<p>譲渡人の〇〇さんは、きのこをやっていたが、きのこを辞めて工場を売り払いたいということで、隣接している田なので仕方ないかと。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありますか。 ないようですので採決にはいります。 受付番号26番～28番について議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」議案のとおり許可することで賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>



議 長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	はい。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。 【受付番号 9番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	ありがとうございました。 9番補足
20番	有限会社〇〇園芸は、豊田道の駅の反対側にあるお店「〇〇〇〇」です。以前はアスパラを作っていたが今は不耕作。
事務局	土は公共事業に使用するものなので、河川工事を行う業者が申請をした場合は許可が不要だと県に確認しました。今回は河川工事に使用はするが、分業のため申請した業者は土を取るのみ、運搬は別の業者、施工も別の業者ということです。土を取る業者が申請してきたため通常の転用としています。元請けのゼネコンが申請してきたら許可不要と返す案件。
議 長	ご意見ご質問等がありましたらお願いします。 それでは採決いたします。議案第2号 農地法第5条の許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	【 貸借(中間管理) 受付番号 263番～276番 議案書をもとに朗読と説明 】 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。 (質問、意見なし)



<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に報告事項に入ります。 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定により通知書の受理については、報告事項ですので、各自確認をお願いします。</p> <p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

3 番 _____ 高澤 富士子

4 番 _____ 小野沢 純夫